

新旧対照表（高知県木質資源利用促進事業事務取扱要領）

新	旧
第1～第3 （略）	第1～第3 （略）
第4 事業の実施	第4 事業の実施
1 （略）	1 （略）
2 市町村以外の事業主体が締結する契約	2 市町村以外の事業主体が締結する契約
市町村以外の事業主体の長が事業を実施するために締結する契約については、地方自治体が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うものとし、特に次の点を遵守するものとする。	市町村以外の事業主体の長が事業を実施するために締結する契約については、地方自治体が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うものとし、特に次の点を遵守するものとする。
(1) 競争性の確保	(1) 競争性の確保
契約の相手方の選定は、可能な限り5人以上の入札者を指名して競争入札により行うこととする。ただし、①から⑦までに該当する場合には2人以上のものから見積書を徴収し、随意契約により契約できる。また、⑧に該当する場合は、最低価格者から順次協議のうえ見積書を徴収し、最初の競争入札に付すときに定めた条件により、予定価格の範囲内で随意契約できる。	契約の相手方の選定は、可能な限り5人以上の入札者を指名して競争入札により行うこととする。ただし、①から⑦までに該当する場合には2人以上のものから見積書を徴収し、随意契約により契約できる。また、⑧に該当する場合は、最低価格者から順次協議のうえ見積書を徴収し、最初の競争入札に付すときに定めた条件により、予定価格の範囲内で随意契約できる。
① 予定価格（予定価格を定めない場合にあつては設計金額。以下同じ。）が次の金額を	① 予定価格（予定価格を定めない場合にあつては設計金額。以下同じ。）が次の金額を
超えないとき。	超えないとき。
ア 工事又は製造の請負 <u>400万円</u>	ア 工事又は製造の請負 <u>250万円</u>
イ 財産の買入れ <u>300万円</u>	イ 財産の買入れ <u>160万円</u>
ウ 物件の借入れ <u>150万円</u>	ウ 物件の借入れ <u>80万円</u>
エ アからウまでに掲げるもの以外のもの <u>200万円</u>	エ アからウまでに掲げるもの以外のもの <u>100万円</u>
②～⑧ （略）	②～⑧ （略）
(2)～(3) （略）	(2)～(3) （略）
第7～第8 （略）	第7～第8 （略）
<p><u>附 則</u>  <u>この要領は、令和7年5月9日から施行する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>